

第24号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 漁業協同組合 J F しまね

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。